

令和 4 年 6 月

(第 1 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

1	開 会	令和 4 年 6 月 23 日	午後 2 時
	閉 会	令和 4 年 6 月 23 日	午後 3 時 13 分

2 出席委員等

前 川 教 育 長 小 畑 委 員 千 委 員 安 岡 委 員

鈴 鹿 委 員

3 欠席委員

藤 本 委 員

4 出席事務局職員

木上 教育次長

村山 教育監

大路 管理部長

吉村 指導部長

村田 指導部理事

石澤 総務企画課長

澤浦 学校教育課長

芝崎 総務企画課主幹兼係長

久江 総務企画課副主査

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣言

(2) 前会議録の承認

5月分の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 臨時代理議決の報告について

第22号議案 令和4年6月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について

【石澤総務企画課長の報告】

○ 令和4年6月府議会定例会提出見込事案のうち、知事から意見を求められた教育委員会関係議案2件について、異議がない旨の教育長臨時代理議決を行ったので報告する。

資料については、表紙に「令和4年6月京都府議会定例会提出見込議案（教育委員会関係分）」と記載したものをご覧いただきたい。

議案である今回の6月補正予算については、知事選後の肉付け予算として編成されたもので、新型コロナウイルス感染症や、原油価格、物価高騰等による教育環境への影響に速やかに対応するための事業等、今後も安心できる環境を確保するための補正予算としている。

1件目は、第1号議案 令和4年度一般会計補正予算（第3号）である。

同予算については、原油価格、物価高騰等への対応を速やかに行うということから、議会でも先行して審議・採決が行われ、肉付け予算とは別立ての議案とされている。

教育委員会所管分としては、学習費高騰緊急対策事業として6,500万円を計上している。

2件目は、第2号議案 令和4年度一般会計補正予算（第4号）で、こちらの方がいわゆる肉付けの補正予算となる。

教育委員会所管分としては、教育体制緊急強化事業費を始めとする4件で、合計6億1,400万円を計上している。

全体としては、第1号議案と合わせ、6億7,900万円の補正予算をお願いしている。

続いて、それらの内容について説明する。

1つ目は、第1号議案の教育体制緊急強化事業費、6,500万円である。

昨今の物価高騰等により、児童生徒を取り巻く教育環境への影響が懸念される中、安心して教育を受けられる環境を維持するため、保護者負担の軽減策として、例えば、物価高騰による教材費等の値上げ分の負担の緩和、また、修学旅行等で利用するバス代の値上げ分の負担の緩和など、地域の実情に応じて取り組まれる市町村の取組を支援する臨時事業費として計上している。

2つ目は、教育体制緊急強化事業費、2億2,000万円である。

今年度当初予算で上半期の対策として、コロナ禍においても教員が十分に子

どもと向き合える環境を確保し、児童生徒が安心して学習できるよう、いわゆるスクール・サポート・スタッフを始めとした外部人材の配置について教育体制の緊急強化策として取り組んでいるところであるが、現場の状況を踏まえて年間を通じた継続的な配置が必要と考え、下半期分についても同様の体制を維持するため、今回の予算をお願いしているものである。

3つ目は、府立学校教育環境整備事業費、1億7,000万円である。

府立学校については、これまでから安心・安全で良好な教育環境を目指した施設整備を実施してきたところであるが、昨今の感染症対策、また、猛暑への対応等、時代のニーズに合った学校環境の整備を早期に行わなければならない、今回、府立学校の空調設備の更新を更に促進したいと考えている。

また、今回の補正予算では、府立高校の空調更新を追加で実施するほか、次年度以降の早期の更新に向けた設計業務を進めるということで、この1億7,000万円とは別に、債務負担行為として4,400万円を計上している。

債務負担行為を計上することにより、次年度に跨って設計作業を行うことが可能である。

4つ目は、京の史跡・歴史遺産活用整備事業費、2,700万円である。

木津川市加茂町に所在する史跡「恭仁宮跡」については、この間、49年間にわたり、府教育委員会で調査を実施してきた。

恭仁宮は、西暦740年、聖武天皇により平城京から遷都され、国分寺建立の詔や壘田永年私財法が発布された地であり、遷都後は山城国分寺に施入されたところでもある。

現在は国指定史跡の位置付けであるが、その歴史的価値や保存状態から、文化財で言うところの国宝に値する特別史跡への昇格が現実味を帯びている。

今回の補正予算では、特別史跡化に向けた価値付け作業に必要な経費のほか、同史跡を拠点とした府南部エリアの活性化に向けた活用整備の事業可能性調査費として計上している。

5つ目は、歴史的建造物等保存伝承事業費、1億9,700万円である。

この事業は、国庫補助事業により行われる国宝・重要文化財建造物の保存修理について、文化財所有者から京都府が委託を受けて実施しており、今回、当初予算計上済みの18箇所に加え、資料記載のとおり、新たに東山区の地主神社のほか、3箇所の修理事業費について、国から追加交付決定されるということから、補正予算1億9700万円と合わせ、令和5年度まで年度を跨って実施する債務負担行為として3億9,000万円を計上している。

【質疑応答】

○ 小畑委員

歴史的建造物等保存伝承事業費の債務負担行為については、1億9,700万円が今年度予算、3億9,000万円が来年度の予算として確保するものと理解してよいのか。

○ 石澤総務企画課長

外部と契約行為を行う際には、必ず予算が必要となる。

予算は、原則単年度主義であるが、事業によっては年度を跨って契約しなければならないものがある。その場合、来年度の予算を担保する必要があり、債務負担行為3億9,000万円というのは、来年度の予算分を担保するという位置

付けである。

○ 小畑委員

緊急対策事業費というのは、物価高騰に対する政府の目玉政策で、今回の国庫を財源とする学習費高騰緊急対策事業費の6,500万円は、例えば、物価高騰による教材費等の値上げ分の負担の緩和が目的であるが、この予算をどのように分配するのか。この金額は積算によるものではないと思うため、状況によっては不足する場合も考えられ、均等に分けるのは難しいと思うが、どのように執行するのか。

○ 石澤総務企画課長

ご指摘のとおり、この6,500万円の財源は国庫補助金ということで計上しているが、専用の補助金ではなく、地方創生臨時交付金を活用している。

そして、6,500万円という予算額はご指摘のとおり積み上げたものではなく、小中学校の現場で現在どういったものが値上がりの影響を受け、それがどれぐらい保護者に影響しているかといったあたりは、現状としてしっかり把握ができていない状況ではない。

今回、6,500万円の予算を積算したのは、一方で国において低所得者向けの就学援助費という制度があり、給食費や教材費等を国庫単価で補填するという仕組みで、その単価を今回の積算の根拠として、それに京都市の消費者物価指数の上昇分を掛け合わせ、さらには、対象となる生徒数を掛け合わせた結果、1億3000万円という経費を算出した。

それを市町村と2分の1ずつ負担することとし、あくまで理論値として、6,500万という数字をはじき出した。

実際は、この後、市町村から詳しい現場の状況しっかりと聞き、細かい制度設計を行い、予算の中で収まるかどうかも含め、検討を進めていきたいと考えている。

○ 安岡委員

2分の1の補助を府から行っても、例えば、市町村でその体力がない場合においては、交付されない形になるのか。

○ 石澤総務企画課長

先ほど申し上げた今回の財源である地方創生臨時交付金については、京都府全体で約80億円が今後追加交付される。

一方、市町村においても、府内市町村全体の合計で同様に約80億円が追加交付されることになっており、市町村が2分の1を負担される場合、おそらくこの交付金を活用されると考えられる。

○ 小畑委員

これは要するに個々に給付するものではなく、学校に対する補助を行い、学校が値上がり分を持つという構図か。

○ 石澤総務企画課長

府としては、市町村に交付させていただくことになり、その後、市町村が個人給付されるか、学校に対して公費負担されるか、どちらかを選択をされると思うが、個人給付の場合は事務作業が大変であり、おそらく学校での公費負担を増やしていくという方策を取られるのが濃厚ではないかと考えている。

○ 安岡委員

府立学校教育環境整備事業費で空調設備更新が行われるが、現在の電力不足

において、電気を生み出す方法として、学校には広いスペースがあるため、例えば、ソーラーパネル等を整備するといった考えはないのか。

○ 石澤総務企画課長

学校の空調設備更新については、機械を更新する際、省エネ仕様で導入する予定であるが、全てを太陽光で賄うことについては、かなりのコストがかかる関係で全ての学校に配置をするという状況ではない。

○ 安岡委員

現在、太陽光発電を行っている学校はあるのか。

○ 大路管理部長

老朽化した校舎も多く、今後、建て替えの場合には考えることはある。

○ 鈴鹿委員

学習費高騰緊急対策事業費を各市町村に分配後、その使い方は市町村で決められるのか。それとも府教育員会で決めるのか。

○ 石澤総務企画課長

制度については、市町村向けの補助金となる。

補助金である以上、一定の交付申請をいただき、その交付申請の内容について、審査させていただく。その上で交付決定という行為を行うため、一定は当方で採択させていただくというようなことを考えている。

○ 鈴鹿委員

他府県では、例えば、子育て支援の予算を増やしたなどという報道がされているが、京都ではあまり、全国的に広報されていないようにみえる。

こうした中、京都においても教育に係る予算には力を入れているという広報をもっと行ってはどうかと思うが、これは府教育委員会で行うものではなく、市町村に任せるものなのか。

○ 石澤総務企画課長

今回の補正予算にかかわらず、府教育委員会の予算については、ホームページ等でしっかり広報しており、特に今回の学習費高騰緊急対策事業費については、今後、例年地域ブロックごとに開催している市町（組合）教育委員会教育長との懇談会において、制度をしっかりと紹介し、この制度に向けてどのような要望をお持ちか、また、どのような現状にあるのか、しっかりお聞きすることを考えている。

○ 鈴鹿委員

昨今は、SNS等を使い、広く広報している自治体もあり、府教育委員会においても、こうした広報媒体も活用して広くPRしていただければと思う。

イ 新型コロナウイルス感染症について

【村山教育監の報告】

○ 新型コロナウイルス感染症に関わる現在の状況と対応について報告する。

まず、京都府全体の対応として、資料に記載のとおり、「感染を防ぎながら日常を送るために」として、新規陽性者数が減少局面に入った5月25日の京都府対策本部会議で決定された取組を現在継続している。

その内容については、資料2頁及び3頁に記載のとおり、基本的な感染対策の3つの意識として、「自分が感染しないために」「ほかの人に感染させない

ために」「感染を広げないために」を改めて徹底するとともに、4頁に記載のとおり、国においてマスク着用の考え方が明確化されたことを受け、正しいマスクの着用について周知しているところである。

また、飲食時の感染対策として、同頁に記載のとおり、「きょうとマナー」に代わって4つのお願いを行い、5頁では「ホール等での催し物の開催について」、さらには、6頁で引き続き「ワクチン接種の推進」に取り組むことが盛り込まれている。

こういった京都府全体の取組については、府教育委員会として各教職員に周知徹底したところである。

次に、資料は付けていないが、学校における児童生徒の感染状況と対応について報告する。

月別の陽性者数の推移は、京都市を除く小中学校では、第6波のピーク時の本年2月に3,410人であったが、3月、4月と減少し、5月に入ってやや増加したものの、5月の陽性者数は1,330人で2月の約4割であった。

府立学校では、2月のピーク時に陽性者数が1,058人であったが、3月に大きく減少し、4月、5月に少し増加傾向にあったが、5月の陽性者数は561人で2月の約5割であった。

6月においては、5月下旬から新規陽性者数が減少し、日ごとの増減はあるものの、急激な増加傾向は見られず、低い水準で推移している。

資料7頁では、府立学校児童生徒の陽性者数の1月からの日ごとの推移を記載しているが、7日間移動平均陽性者数がピーク時に最大69.1人であったものが、直近の6月16日時点では6.0人まで減少している。

感染経路については、いわゆる感染経路不明者が多く、次いで、家族、友人によるものが多い状況である。

また、同じ部活動に所属する生徒から陽性者が出るというケースが複数見られたため、部活内感染が疑われる場合については、数日間の活動停止を行うなどして感染拡大を防ぐ措置をとっている。その中でも、特に室内系の部活動における感染防止対策の徹底が必要と考えている。

府立学校の学級閉鎖等については、今年度に入ってから状況として、4月に高校で4校7クラス、特別支援学校では1校1クラス、5月に高校で2校2クラス、6月の現時点で高校1校2クラスとなっており、面的な広がりには抑えられている状況である。

小中学校は継続的な集計をしていないが、文部科学省が実施した5月9日時点の定点調査では、学年または学級閉鎖を行った学校が、京都市を除き小学校1校、中学校で3校となっている。

こうした状況の中、各学校では感染防止対策を講じながら、停滞することなく教育活動や学校行事等に取り組んでいるところである。

また、夏季を迎えるにあたり、熱中症のリスクも踏まえ、マスクの着用について、5月下旬と6月中旬の2回にわたり、通知を出したところである。

8頁の資料は2回目の6月の通知であるが、9頁の下段からマスクの着用も含めた基本的な感染対策を徹底していく必要があるとの前提で、1点目に熱中症対策が命に関わる重大な問題であることを認識し、その危険性を適切に指導すること、2点目に具体的な場面として、体育の授業や運動部活動の活動中や登下校の際には熱中症対策を優先し、マスクを外すことを指導すること、3点

目として、その上でできる限り距離を空け、近距離での会話を控えるなどの対応を周知し、併せて11頁の啓発用リーフレットを配布したところである。

新型コロナウイルス感染症に関わる現状と対応については、以上のような状況であるが、今後の感染状況が予測できない中、引き続き感染状況等を適切に情報収集して現状分析を行い、感染防止対策の徹底と児童生徒の教育機会の保障を両立させ、安心・安全の確保の観点から適切な対応をしていきたいと考えている。

また、コロナ禍が3年目を迎え、様々な制約の中での生活が長引く中で、子どもたちに様々な形でストレスや影響を与えていることが危惧され、不登校、いじめ、ヤングケアラー、差別や偏見などの人権上の問題につながっていないか、さらには、表には見えない形で何か課題や困り事を抱えていないかなど、アンテナを高く張り、感度を高めてそれらに気づき、ケアや支援につなげることの大切さを学校にお願いしているところである。

【質疑応答】

○ 小畑委員

最近の感染状況を見ると収まってきた感じがする。

油断はできないが、最近のウイルスはあまり重症化しないという報道等もあり、そんなに心配しなくてもよいという感じになり、子どもたちの登下校を見ていると、ほとんどマスクの着用はなくなっており、良い傾向と感じている。

こうした中、給食時には相変わらず黙食を徹底しているのか。それとも、少しの会話は構わないとしているのか。

○ 村山教育監

給食時のことは最近よく話題になるが、文部科学省が発出しているマニュアルでは、給食等の会食時の注意事項として、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるといったことが求められている。

こうしたことを踏まえ、各学校又は市町教育委員会において、地域の実情やそれぞれの場面又は現場の実態に応じて、感染対策を取っていただいている。

こういった指導を踏まえれば、全てを把握している状況ではないが、実態としては前向きに座り、黙食の形での対応が多いと思う。

給食は子供たちが楽しみにしている時間ではあるが、一方で感染対策という両立も求められており、基本的な感染対策は徹底していく必要があるのも一面であり、必ずこのようにしなさいというものはないが、先ほど報告した注意事項を踏まえ、感染対策に留意しながら、それぞれの実態に応じた形で対応することが必要ではないかと思う。

小学生などは、先ほど申した飛沫を飛ばさない、大声での会話を控えると指導しても徹底できないところもあり、おそらく小学校等での実態としては、給食時は黙食が続けられているところが多いと思う。

○ 鈴鹿委員

小畑委員のご意見のとおり、陽性者数が減少している状況の中、PCR検査については、感染者数が多かったときと比べ、検査をしなければならない基準が変わっているのか。それとも検査基準は以前と同じなのか。

○ 村山教育監

陽性者が出れば、やはり濃厚接触者の特定を行うが、その基準自体は変わっていない。ただ、これまでは保健所が疫学調査として特定していたが、現在、中学校や高校においては、学校で濃厚接触者を特定して保健所が検査するといった違いはあるが、濃厚接触者の特定の基準が変わったというようなことはない。

○ 千委員

まだまだ収束にはほど遠く、仕方ないことであるが、小さな子どもが人との距離を確保することや黙食することを身に付けてしまわないうちに、なんとか良い方向に収まってほしいと思う。

小さい子がこういうことを長い間行っていれば、この先も習慣となってしまうことが怖い気がする。

また、一部ニュースでは、若い子たちがマスクを取るのは嫌だと言っている報道もあり、それも問題ではないかと思う。

○ 鈴鹿委員

私の自宅でも黙食が浸透している状況であり、千委員のご意見のとおり、早く楽しい食事の時間が戻ってきてほしいと思う。

○ 村山教育監

ご意見のとおり、マスク着用が当たり前の状況で、顔全体を見せるのが恥ずかしいという雰囲気はあるようにも見える。

コロナ禍以前は、お互いの表情を見ながらコミュニケーションを取っていくという大切さもあったが、今の状況では、基本的な感染対策の一つとして、国の専門家会議でもそこは変わっておらず、マスクが必要な場所での着用はやむを得ない。しかしながら、感染状況を見ながら良い方向に戻ればと思う。

学校においては、新学習指導要領で協議や話し合いを活用して授業を進めていくということがあるが、そういったことが感染リスクを高めたりすることもあり、その対策としては、ICT機器も活用しながら、お互いの意見を共有しながらコミュニケーションを図る形での授業も進められている。

また、今年度からデジタル学習支援センターが開設され、教員の指導力も更に向上していくと思っている。

ウ 府立高校産業教育デジタル化事業について

【村田指導部理事の報告】

○ 令和3年度に実施した府立高校産業教育デジタル化事業について報告する。

まず、事業概要から説明する。

府立高校の産業教育設備については、国庫補助事業が廃止されて以降、全国的に計画的な更新及び整備が困難となり、本府においても、購入後40年を経過する装置があるなど、老朽化した設備の更新と技術革新に対応した設備の整備が急務であった。

そのため、令和2年度、全国知事会及び本府から国に対して、社会情勢の変化や技術革新に対応できる人材育成に向けた職業学科の産業教育設備の整備に関する予算の確保及び支援制度の創設についての要望を行った。

その結果、職業学科で最先端の職業教育が行えるよう、デジタル化に対応した産業教育設備を整備するための国庫補助事業が臨時創設されることとなり、

職業学科のある府立高校19校に計131品目（総額：約18億7千万円）を整備することができたところである。

同設備を設置した学校一覧は、裏面に記載のとおりである。

続いて、設備例について報告する。

今回、整備された設備例として、資料に2つ示している。

1つ目は、桂高校に整備した「養液栽培システム一式」である。

本システムは、温室内の環境を端末上で確認できる環境モニタリングシステムであり、従来できなかった二酸化炭素濃度等の自動計測が可能となり、離れたところにおいてもタブレット等で計測データを確認しながら、ミスト装置や天窓の操作をすることが可能である。

写真は左から、本システムを搭載した温室、試験的に栽培している約900株のトマトである。

今後は、温室内での実習を元にデータを分析する力や分析結果から課題を発見する力を培い、効率的な植物生産を学ぶ取組に活用していく予定である。

2つ目は、田辺高校に11台整備した「自動制御機能付き旋盤」である。

本旋盤は、主軸に取り付けた金属等を回転させることで様々な形に加工する工作機械であり、従来はできなかった高精度（10倍の精度）の製品開発が可能となり、また、新たに自動停止装置が搭載されたことにより、より安全に操作することが可能となっている。

写真により加工品例として掲載しているのは、実際の技能検定での作成課題である。

現在、1学年の工業技術基礎授業、2・3学年の実習及び課題研究で本旋盤を使用しているが、材料を切る・削るといった加工は、機械加工の最も重要な技術であり、今まで以上に精度の高い加工技術を身に付けることができ、今後は技能検定の取得も増加することが見込まれる。

また、資料には掲載していないが、水産学科のある海洋高校では、水質監視装置等を整備しており、今回、新たな水質監視装置を整備したことにより、これまで随時手作業で計測していた水槽内の状況（水質や塩分濃度等）をタブレットで管理することが可能となったため、今後、実証を重ねることで養殖技術の更なる向上が期待できる。

今回の報告は、整備設備の一部のみとなったが、その他の設備についても、最先端のデジタル化に対応した設備である。

今後も、計画的に更新及び整備を行うとともに、それぞれの設備を有効に活用することで、新学習指導要領で求められている、地域や社会の発展を担う人材の育成に向けた職業教育の充実に取り組み、職業学科のある府立高校の特色化・魅力化にもつなげていきたいと考えている。

【質疑応答】

○ 安岡委員

府立学校にこうした先端デジタル設備を整備することが、府立学校職業科の売りとなり、また、社会に出たときに大変役立つものであり、こうした事業は可能な限り推進していただきたい。

【村田指導部理事の報告】

- 「第1回「福寿園・お茶の文化賞」における府立木津高等学校の受賞について報告する。

まず、このお茶の文化賞については、資料に記載のとおり、福寿園の名誉会長である故・福井正典様の遺志を受け継がれた、公益財団法人・京都文化財団が京都からお茶にまつわる文化芸術が広く波及していくことを願い、今年度創設されたものである。

このうち、「将来の貢献が期待できると認められる」として、「奨励賞」を木津高校が受賞したものである。

木津高校は、資料に記載のとおり、明治34年に「相楽郡立農学校」として開校以来、茶業教育に力を入れており、現在は「システム園芸科」において、引き続き特色ある教育活動を進めている。

また、同校付属の茶園や製茶工場については、平成27年度に文化庁により日本遺産「日本茶800年の歴史散歩」の構成文化財として認定されている。

この度、栄えある第1回目の受賞者に木津高校が選ばれたということで、学校の生徒、教職員がこれまで積み上げてきたものが評価いただいたものと大変嬉しく思っている。

なお、賞金50万円の使い途についてであるが、各府立学校では「府立学校特色化応援ファンディング事業」として、各校の教育環境充実のための寄附を募っており、木津高校ではお茶に関わる製茶工場整備に取り組むこととしていたため、その費用に充てさせていただくこととしている。

また、この木津高校の製茶工場については、先ほど報告した産業教育デジタル化事業により、製茶プラントを最新の機器に更新しており、品質管理の精度などが飛躍的に高まるなど、大変充実した設備のもとで生徒は学んでいるところである。

今後とも、木津高校を始め、府立高校の職業学科の充実に向けて一層取り組んでいきたい。

【質疑応答】

- 安岡委員

賞金の活用は非常に難しいところがあり、我々も歯科保健文化賞を表彰しているが、団体受賞の場合は、その団体としての使い途が考えられるが、個人が受賞された場合は、その賞金が個人のところに行くのか又は個人がどうされるのかというところで、いろいろと議論したことがある。

今までに個人で受賞されたことはあるのか。

- 村田指導部理事

本文化賞については、今回が初回である。

- 安岡委員

資料記載の大賞を見れば、著しい貢献が認められる個人・団体を顕彰と書かれており、どうかと思い質問したが、個人表彰の場合の賞金は難しく感じる。

- 前川教育長

本文化賞の表彰式に同席させていただいたが、大賞については、永年お茶の研究をされていた研究者の方が受賞された。

○ 小畑委員

表彰を受ける際は、事前にお知らせがあると思うが、そのとき、生徒個人に表彰したいとの連絡であれば、学校としては、個人で貢献したものではないため、学校全体を表彰していただければと返答すれば、よいのではないか。

教員であればあり得るが、学校において生徒個人による貢献ということは通常あり得ないため、そういうようにしていけばよいのではないか。

○ 前川教育長

これまで様々な表彰を受けているが、基本的には学校若しくは学科といった形で受賞しており、教育関係で個人が受賞した記憶はなく、ご指摘のとおり、基本的には学校で受けさせていただくという形で進めるものと思う。

○ 千委員

奨励賞は1件のみか。

○ 前川教育長

木津高校の1件のみであった。

(4) 議決事項

ア 第23号議案 教育職員免許に関する規則の一部を改正する等の規則について

【澤浦学校教育課長の説明】

○ 教育職員免許に関する規則の一部を改正する等の規則改正について、資料により説明する。

まず、改正の理由については、令和4年7月1日付けで教員免許更新制が解消されることに伴い、京都府教育委員会において所要の規定の整備を行うためである。

なお、教員免許更新制とは、原則10年ごとに免許更新講習を受講の上、都道府県教育委員会に免許更新申請を行い、有効期間の確認を行う必要があるという制度である。

続いて、教員免許更新制が解消されるに至った経緯から説明する。

教員免許更新制は、一定の成果を挙げてきたものの、最新の知識技能の修得という成果が効率的に挙がっていると判断することは慎重にならざるを得ない。

また、学校における働き方改革を進めることが求められる中、教員免許更新制に起因する負担が教師や管理職等に生じていることなどの課題が挙げられ、「新たな教師の学びの姿」の実現に向けて、教員免許更新制を発展的に解消することを文部科学省において検討することが適当とされ、法律改正に至った。

次に改正等の内容を説明する。

教育職員免許に関する規則の一部改正、教育職員免許状に係る教育の職を定める規則及び教育職員免許状更新講習免除規則の廃止の3つを予定しているが、そのほとんどは、制度の解消に伴い、条文を削除するなどの形式的なものである。

教育職員免許に関する規則の改正については、改正内容は大きく2つになる。

その1つは、教員免許更新制が解消されることに伴い、これに係る条文及び申請様式の削除を行うものである。

もう1つは、法施行日（令和4年7月1日）前に、教員免許更新を行わず失効した免許状、「うっかり失効による免許状」と俗称されているが、その失効した免許状の再授与手続について簡素化を図ろうとするものである。

23－5頁の新旧対照表（案）の改正案のとおり、「(4)その他教育長が特に必要と認める書類」として規定を考えている。

免許状の授与には、大学等で免許状の授与に必要な教職課程を修了したことを示す「学力に関する証明書」が必要になるが、うっかり失効の場合は、一度は免許状を授与していること、また、現在、特に短期大学の廃校等が進み、「学力に関する証明書」を取得するのが困難な例も見受けられる中、免許状の原本が提出されれば免許状を授与しようと考えている。

次の、教育職員免許状に係る教育の職を定める規則の廃止については、校長、副校長、教諭等の教育職員の更新講習受講義務者は文部科学省令により規定されているが、公立学校の教育職員であった教育委員会の教育長、指導主事等で更新講習受講義務が課せられる者は各都道府県の教育委員会規則で規定することとなっており、今回、教員免許更新制が解消されることから、この規則を廃止するものである。

続いて、教育職員免許状更新講習免除規則の廃止については、校長、副校長等は更新講習受講義務者であるが、同時に文部科学省令により受講の免除も規定されており、公立学校の教育職員であった教育委員会の教育長、指導主事等で更新講習受講義務が課せられる者の受講免除は各都道府県の教育委員会規則で規定することとなっており、これについても、教員免許更新制が解消されることから、この規則を廃止するものである。

法律が令和4年7月1日施行であり、それに合わせ、いずれも同日の施行を予定している。

【質疑応答】

○ 小畑委員

今後は、免許更新制がなくなることで、その免許は終身生きると理解してよいのか。

○ 澤浦学校教育課長

そのとおりである。

○ 小畑委員

教員免許更新制が解消されるに至った経緯から見れば、10年単位の免許更新講習の受講がなくなり、また、うっかり失効に対する救済も設けられ、非常に良いことと思うが、一方、今後は10年に1回という講習受講ではなく、継続的に勉強できるよう、例えば5年・10年・15年に一度は必ず受講するといった形の研修制度のようなものを設け、また、その都度、教員の練度を明確にしていこうという新しい仕組みを作っていく必要があると思う。

○ 澤浦学校教育課長

ご指摘のとおり、教員免許更新制が解消される背景には、10年に1回受講すれば良いというものではなく、これから時代は教員が新しい知識を身に付ける必要性がますます増えるため、ご意見のような研修機会を充実し、都道府県が実施する研修を始め、大学での研修、また、校内研修など、そうした研修機会を確保すること、さらには、この制度がなくなった代わりに研修記録をしっかり付けることが新しい制度である。

記録することが目的ではなく、段階を経て、何年か経てば必要な知識は得ているということが分かるような制度にしていけるのが趣旨である。

○ 小畑委員

大学研修の経験等、外部での高度な研修を受けさせることも大事であると思う。

○ 前川教育長

研修履歴等により、自身が不足する部分を把握し、また、全体的には初級的な研修の受講後、数年経てば中級を受講するといったように、受けた研修を受けさせられる体制づくりを設け、さらには、それらが系統的に学べるようにすることが大事になってくると思う。

また、その受講履歴について、システムの管理・蓄積している県は全国で2～3県のみであるが、京都府については10年余り前にこのシステムを作っており、京都府の教員についてはいつどの講座を受講したか分かるようにしている。

文部科学省は、こうしたシステム作りを各都道府県に求めており、その代わりとして一律的に10年ごとに講習を受ける免許更新制は取りやめるということである。

○ 小畑委員

そうしたシステムで個々教員の受講履歴が分かることは良いことである。

また、カリキュラム的に段階的に受講すること、さらには、年間何時間位、受講しているかをカウントするといったシステムがあれば、必ず受講させることができ、そういうことも必要と思う。

○ 澤浦学校教育課長

国においては、ご意見の時間等をどれぐらい記録するかといった設定はこれからと思う。

一方、京都府では、これまで取り組んできた蓄積があり、ご意見を踏まえ、研修をより安定的に実施していくことが大事と考えている。

○ 前川教育長

教員が自発的に勉強しようという意欲を持って研修を受けることが非常に大事であり、我々から〇〇講座を受講しなさいというのはよろしくなく、教員が受けたと思う講座を系統的に受けさせ、そして、10年に1～2年のみではなく、継続的に資質向上に向け取り組むような制度が必要と思う。

現在、1日若しくは半日研修を受講すれば1単位を認定し、本人や学校の管理職が分かるにしておき、管理職からも適切なアドバイスができるようにしている。

今後、ご意見を踏まえて更に改善を行い、良い研修体制にしていきたい。

○ 安岡委員

現在の医療は技術が日進月歩で進み、いろんな研修会を設けてそれをポイント制にし、専門医制度といった形に移行していくということが今の方向性と思っている。

このような中、中には指示されて初めて受講される方もおられ、自主的に受けていくというのはなかなか難しいところもあると思う。

そういう意味では、やはりポイント制のようなことも考えていかなければならないと思う。

○ 澤浦学校教育課長

ご指摘のとおり、自発的に行うのが理想であるが、一定程度の促しが必要と

思う。

制度そのものは、何年経てば何時間の研修を受けなさいという分析は本来しない。都道府県、各市町村、学校にある程度委ねられるといったもので、先ほど教育長から説明のとおり、京都府においては単位制が土台となっていくと思う。

単位を取得する中で、こういった研修を受けたい、或いは受けるべきではないかといったやり取りを行うことが大事だと思っている。

また、研修のあり方についても、オンラインを用いる等の受けやすい形とするのも大事と思う。

○ 安岡委員

買い物に行けば、ポイントオタクのような方も見る。

よって、研修においても、オンラインで受講して単位を取得できることもあり得るため、対面形式での研修についても一考すべきである。

○ 小畑委員

例えば、コンプライアンスに関わる研修については、全員が毎年必ず受講するといった制度も必要ではないか。

セクハラ、パワハラのほか、教職員によるわいせつ行為等を防止するためにも、こういった職務倫理的な教養は随時行うことが必要と思う。

こうした研修は、職業人としての土台となるものであり、こうした教養を基礎とした上で、必要な知識等を得るための研修を受講してはどうか。

○ 澤浦学校教育課長

例えば、我々の領域というか、生徒指導、教育相談ほか、ご指摘のあったコンプライアンス、また、人権問題等については、全ての教員に共通することであり、そういった基本的な内容は、毎年実施することになっている。

ただ、毎年実施することでそれが薄められる、形式的になっていない等、私たちは把握してしっかり指導していく必要があり、ご意見を踏まえて前向きに取り組んでいきたい。

○ 千委員

興味あるテーマは自主的に受けると思うが、ある程度何年かに一度は、このテーマを受講しなさいということはあっても良い。

また、教員にゆとりや心の余裕がなければ、毎日のことに追われ、自分のことまで手が回らないということもあり、そういうことも少し考えていかなければならないと思う。

○ 澤浦学校教育課長

忙しければ研修を受けられないということにもなりかねず、研修が受けられる環境整備も大事と思っている。

単位制による研修については、一定の年齢等になったときはロードマップ等がある程度示していかなければならないと思う。

○ 鈴鹿委員

小畑委員が挙げられた必須的な研修については、時間内又は時間外に受講するのか。一般企業では時間内に行うことが多いが、教員は時間的余裕がない中で、時間内に実施すれば受講しない方も出てしまい、問題ではないかと思う。

また、研修を受ければ、昇進等のプラスにつながるものが企業では見られるが、教員ではどうなのか。

○ 前川教育長

基本的に研修は勤務時間内に設定しており、オンラインでも同様である。

ただ、オンデマンドで期間を設ける場合も、勤務時間内に視聴するよう指導しているが、教員によっては、視聴時間がなかったということで勤務時間外に視聴している方も実情としておられ、その辺りは課題と捉えている。

また、研修受講が昇進等に反映されることは公務員としては難しい。

ただ、管理職等に昇任するときにはマネジメント等の研修を受けてほしい、といった目安は示している。

〔原案どおり可決〕

(5) 閉会

教育長が閉会を宣告